



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結び]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

「すべての人の人権が守られる都市」を実現するには何が求められているのか？ソウル市の人権政策に学ぶ。

人権のまちづくりを 考える 《第二弾!!》



◆ソウル市の取り組みからみえること

2017年が明けました。前号では、昨年12月に成立した「部落差別解消推進法」の内容についてふれるとともに、人権プラザの移転をめぐる東京都・人権部の無責任な対応と人権行政の空洞化について指摘しました。そうした現状のなかで、私たち自身は人権確立にむけてどのように取り組んでいくのかという意味で「人権のまちづくりを考える」と問題提起しました。

「部落差別解消推進法」にも盛り込まれていますが、日本の場合、人権問題にかかわって「教育・啓発」が主流の取り組みになっています。「教育・啓発」の意義そのものを否定するわけではありませんが、それが唯一の人権への取り組みではありません。

東京都と人口もそう変わらない韓国・ソウル市(1000万人)の人権政策と対比してみると、その

違いは歴然としています。ソウル市も少子高齢化、格差拡大、若年者の失業増大など東京都と共通の課題を抱えています。

2011年のソウル市長選挙で当選した朴元淳(パク・ウォンスン)氏が翌年「ソウル市人権政策基本計画」(2013～2017)の策定に取りかかります。東京都は「人権施策推進指針」の見直しと改定を2015年に行いましたが、その手法とは似て非なるものです。東京都の場合は、有識者会議で議論され、被差別当事者団体・人権団体等から「ヒヤリングしました」というポーズだけは取り、具体的に協議するというものではありませんでした。

ソウル市は、市民参加と人権団体をはじめとした広範な市民の意見を反映させます。「15ヶ月間、人権政策を審議・諮問を行う『人権委員会』、人権団体、市民など各界各層からの意見を収集し、ソウル市における事業推進部署との数回にわたる協議過程を経て基本計画を樹立」したのです。

もっとも、これが実現できたのは朴氏による市政の誕生が最大の要因です。彼は、人権派弁護士

ソウル市人権政策基本計画の概要～人が真ん中の人権政策～

人権政策基本計画は、①社会的弱者の人権を増進、②人権を守る都市環境をつくる、③人権の価値を尊ぶ文化を広める、④人権制度の基盤を構築、⑤市民社会との協力体系を構築という、5つの政策目標に基づき、「17の分野・25の重点課題・73の個別課題」によって構成されています。

5つの政策目標の重点課題は以下のとおりです。

- 1 社会的弱者の人権を増進 >>> 障害者/女性/高齢者/労働者/児童/移住者/被害者
- 2 人権を守る都市環境をつくる >>> バリアフリー都市/安全保障都市/住居権保障都市/
人権と記憶の都市
- 3 人権の価値を尊ぶ文化を広める >>> 人権行政・環境改善/人権意識の向上/人権文化づくり
- 4 人権制度の基盤を構築 >>> 人権行政/人権制度
- 5 市民社会との協力体系を構築 >>> 市民参加/人権都市 ネットワーク

で、韓国を代表する市民運動団体「参与連帯」の創設や市民社会向けのシンクタンク設立などに関わり、さらに貿易によって貧困を減らすことを目指し、途上国の経済的に立場の弱い生産者が収入を得て自立できるよう支援する「フェアトレード」などにも取り組んできた社会運動家です。

「概要」をみると、実は東京には人権政策の基本計画そのものがないということに気がきます。東京都の「人権施策推進指針」はあくまでも、「人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的考え方」でしかないのです。だから、「啓発・教育」など一般的で抽象的なことしか思い浮かばない。

◆具体的でなおかつ画期的な政策

ソウルの人権政策はきわめて具体的です。たとえば、政策目標の重点課題で挙げられている「社会的弱者の人権を増進」では、より困難な状況で働いている労働者、たとえば、「政府・自治体ではじめて『ケアサービスの女性従事者の実態調査および総合対策』を推進」として、「ソウル市は今までその人権についてあまり顧みられることのなかったベビーシッター・ハウスキーパー・個人雇いの看病人など『ケアサービスの女性従事者』に関する実態調査を行い、「ケアサービス従事者の権利を守るための総合計画」をつくるとしています。

もっとも、朴氏は「雇用こそ、最高の成長、最高の投資」がモットーで、公共サービスで働く非正規労働者の正規化も数値目標を立てて推し進めています。

さらに画期的なのが、移住者政策です。「ソウル市の人口の4%が海外からの移住者です。ある都市の人権のレベルは移住者の人権に比例すると、ソウル市は判断し、今まで疎外されてきた海外からの移住者をソウル市の人権政策の領域に積極的に取り込む『移住者政策』を進めることにより、レベルの高い人権都市を実現していきます」と宣言します。

そして、「労働者保護・文化・福祉に対する声を反映した移住者政策を推進」として、具体的には、「労働者の人権担当の行政チームを新設し、移住者の福祉・文化センター(仮称)を設立」を掲げています。

ちなみに、台東区では7%が外国人住民です。だからといって、移住者政策などまったく議論の俎上にさえ上っていません。

また、《被害者》では、「被害者の治癒支援。高齢者の人権増進。人権に関する学習の場の造成など」として、「公権力の被害者に対する治癒プログラムを開発。高齢者虐待防止事業。人権に関する学習の場の造成など」を掲げています。

その内実は、「①被害者治癒を支援、②高齢者の人権を増進、③撤去された住民、ホームレスなどの住居権を実質的に保障、④人権に関する学習の場を造成するなど、人権が守られていない市民を対象にした、多様な人権政策を推進」として、具体的内容は以下のとおりです。

「①まず、被害者に対する治癒支援事業により、人権が傷つけられた被害者に対する統合治療・リハビリプログラムを推進。人権侵害を受けた障害者のための憩いの場を設置・運営し、被害者たちが正常に生活できるように支援。また、公権力の被害者実態調査を実施し、治癒プログラムおよび支援体系を開発する計画。

②高齢化時代に積極的に対応できるよう、高齢者の働く権利を保障し、高齢者が文化を享受できるような企画を拡大すると同時に、高齢者虐待防止事業などを実施。

③撤去された住民、貧民街の住民、ホームレス等、基準以下の居住環境での暮らしを強いられている市民の住居権を実質的に保障できる政策を施行。

④すべての行政において、人権の価値が導入された人権行政を実施。人々の人権を守る言葉づかいなどを積極的に取り入れる。市民の権利を守る意味で、誰でも・いつでも・気軽に一生学ぶことができるよう、積極的に支援する政策も含まれる。」

人権行政の確立も鮮明に打ち出しています。そして、基本計画の末尾には、「人権政策基本計画の実効性を確保するため、毎年、年度別施行計画を樹立し、基本計画の推進事項の評価や隔年の人権報告書刊行を行い、基本計画を忠実に履行する予定」だと明記。

政策ビジョンである「誰でも・いつでも・どこでも 人権が守られるソウル」は、まさにこうした基本計画の達成によって実現されるのです。